

## 変更点の概要

一般財団法人 食品安全マネジメント協会

### 【JFS-C規格(セクター：E/L)Ver. 2. 2】

本改訂は、GFSI 承認要求事項 Ver7.1 への適合性を高めることを目的とする。変更点は以下の通り。

#### 1. FSM 8 文書・記録の管理

(改定前)

組織は、本規格への適合性を証明するために必要な文書及び記録を作成し、維持し、必要なときはいつでも利用できるように適切に管理する手順を定め、実施しなければならない。

食品安全のプロセス及びマネジメントの有効な運用・管理を証明するすべての文書及び記録を、法令及び顧客要求事項を満たすのに必要な期間、確実に保管し、必要なときはいつでも利用できるよう適切に管理しなければならない。

(改定案)

組織は、本規格への適合性を証明するために必要な文書及び記録を作成し、維持し、必要なときはいつでも利用できるように適切に管理する手順を**文書**に定め、実施しなければならない。

食品安全のプロセス及びマネジメントの有効な運用・管理を証明するすべての文書及び記録を、法令及び顧客要求事項を満たすのに必要な期間、確実に保管し、必要なときはいつでも利用できるよう適切に管理しなければならない。

#### 2. FSM 9 購入するまたは供給を受ける物の仕様の管理

(改定前)

組織は、最終製品の安全性に影響を与える、購入するまたは供給を受ける物(原材料、ユーティリティ及びサービス(電気、水道、輸送、保守等))についての仕様を文書化し、維持し、必要に応じて利用できるよう保管しなければならない。

(改定案)

組織は、最終製品の安全性に影響を与える、購入するまたは供給を受ける物(原材料、

ユーティリティ及びサービス（電気、水道、輸送、保守等）についての仕様を文書化し、維持し、必要に応じて利用できるよう保管しなければならない。

また、組織は、仕様をレビューする仕組みを実施しなければならない。

### 3. GMP 11 整理整頓、清掃、衛生

（改定前）

全工程・段階を通じて整理整頓、清掃作業を行い、必要なところは消毒し、衛生状態を常に適切な水準に維持しなければならない。また清掃道具、洗浄剤及び殺菌剤は意図した目的に即したものが使用され、適切に保管しなければならない。

（改定案）

全工程・段階を通じて文書化された基準に従い、整理整頓、清掃作業を行い、必要なところは消毒し、衛生状態を常に適切な水準に維持しなければならない。また清掃道具、洗浄剤及び殺菌剤は意図した目的に即したものが使用され、適切に保管しなければならない。

### 4. GMP 16 従業員等の衛生及び健康管理

（改定前）

製品特性に応じた汚染リスクに基づく従業員の衛生基準を文書化し、実施しなければならない。

その中には、手洗い場及びトイレの用意、手洗い方法と頻度、食品安全に影響する健康状態の確認方法、適切な作業服の提供、作業服や履物のルール、製造所への入出方法、食品の取扱方法及び異物混入対策を含めなければならない。

これらの要求事項を従業員に周知徹底し、委託事業者及び訪問者にも例外なく適用しなければならない。

（改定案）

製品特性に応じた汚染リスクに基づく従業員の衛生基準を文書化し、従業員に教育・訓練を行い、実施しなければならない。

その中には、手洗い場及びトイレの用意、手洗い方法と頻度、食品安全に影響する健康状態の確認手順、適切な作業服の提供、作業服や履物のルール、製造所への入出方法、食品の取扱方法及び異物混入対策を含めなければならない。

これらの要求事項を従業員に周知徹底し、委託事業者及び訪問者にも例外なく適用しなければならない。

【JFS-C認証スキーム文書 Ver. 2.2】

主な変更点は以下の通り。

1. 2.5.1項に記載のある、「苦情等への対応手順」について、付属書1で規定する「信頼性維持プログラム」に定めることを、2.5.1項、2.6項に追記。
2. 4.4.53)審査員のトレーニングに関する表現の明確化を目的とし、下記のように変更する。

(変更前)

審査員は品質マネジメントシステムあるいは食品安全マネジメントシステムに基づいた審査技術に関する承認された教育・訓練（1週間40時間、または同等の時間）を修了しなければならない。

(変更案)

審査員は品質マネジメントシステムあるいは食品安全マネジメントシステムに基づいた審査技術に関する教育・訓練（**原則として**1週間40時間）を修了しなければならない。

以上